

# ものづくり大学同窓会奨学金規程

【平成29年3月17日 法も規程第37号】

【平成30年3月14日 一部改正】

【令和4年5月19日 一部改正】

(目的)

**第1条** この奨学金は、本学の掲げる教育理念の下、優秀な人材の育成を目的とし、授業料等の経済的負担の軽減を図る。

(原資)

**第2条** この規程により給付する奨学金の原資は、ものづくり大学同窓会から本学に寄付された資金を充てる。

(奨学金の給付額)

**第3条** 奨学金の給付額は、年額120,000円とする。

2 本奨学金には返還の義務はないものとする。

(奨学金の受給対象資格等)

**第4条** 奨学金を受給できる学生は、原則として両学科2年、3年、4年、大学院1年及び2年で次の各号に該当する者とする。

(1) 学業成績が優秀で学習意欲に富み、かつ、人物健康とも優れ将来が嘱望される者

(2) 家計が経済的に窮している者

2 奨学生は、原則として毎年8名以内とする。

(申請)

**第5条** 奨学金を受けようとする者は、必要書類を学生課に提出するものとする。提出書類については、別に定める。

(選考)

**第6条** 選考は、学生・留学生委員会の議を経て、学長が決定する。

2 学長は、本奨学生の採用を決定したときは、奨学生証を交付するものとする。

3 学長は、本奨学生の採用を決定したときは、ものづくり大学同窓会に対し「奨学生決定通知書」及び奨学生証の写しを提出するものとする。

(所管)

**第7条** この奨学金の事務は、学生課で扱う。

(改廃)

**第8条** 本規程の改廃等は、代議員会の議を経て、理事長が決定する。

(環境整備)

**第9条** 本学は、本奨学金の給付に併せ、第1条に掲げる人材育成のための環境整備に努めるものとする。

**附 則**

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成30年3月14日から施行し、平成29年10月16日から適用する。

**附 則**

この規程は、令和4年4月1日から施行する。